

**平成 27 年度  
島根県社会福祉政策への提言・要望書**

平成 26 年 10 月 28 日

島根県社会福祉団体連絡協議会  
島根県市町村社会福祉協議会会長会

## 島根県の社会福祉政策への提言

今日、本県においては、過疎・少子高齢化・人口減少が進み、単身世帯の増加、家族や地域の相互扶助機能の弱化とともに、福祉人材不足もより深刻化しており、近い将来、在宅福祉、施設福祉、対象別の事業運営、人材確保など「縦割りの福祉」は持続困難となるおそれがあることから、これに対する早期かつ適切な対応が求められます。

特に、今後、豊かな島根の社会福祉を創造していくには、行政、県民、ボランティア・NPO、当事者、社会福祉事業関係者がより一層連携・協働していくことが重要です。

この度、島根県社会福祉団体連絡協議会並びに島根県市町村社会福祉協議会会長会では、こうした考え方に立って、本県の社会福祉政策について次のとおり提言・要望をいたします。

また、国の社会福祉政策のあり方に対して働きかけをいただきたい項目についても、とりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

島根県社会福祉団体連絡協議会 会長 江 口 博 晴

島根県市町村社会福祉協議会会長会 会長 山 本 重 明

# 提言・要望事項

## I 島根県の社会福祉政策に対する提言・要望

- 1 地域福祉推進基盤の強化について . . . . . P1
  - (1) 「生活支援サービスあり方会議(仮称)」の設置
  - (2) 災害福祉広域支援体制の構築
  
- 2 包括的なセーフティネット体制の強化について . . . . . P3
  - (1) 日常生活自立支援事業の体制整備
  - (2) 生活福祉資金相談員の確保
  - (3) 生活困窮者等に対する緊急一時宿泊施設の充実
  - (4) 生活困窮者支援の着実な実施を図るための広域的支援
  - (5) 公営住宅における入居要件の緩和
  
- 3 福祉サービス水準の維持・向上について . . . . . P6
  - (1) 保育士・保育所支援センター事業の継続実施
  - (2) 潜在有資格者向け福祉・介護の仕事インターンシップ事業の創設
  
- 4 分野・種別ごとの政策の充実について . . . . . P7
  - (1) 施設等における看護職員の確保と医療的ケアの実施に係る環境整備
  - (2) 障がい児・者への一貫性のある支援を実現するためのITを活用したツールの開発
  - (3) 民生児童委員協議会活動への財政的支援

## II 国の社会福祉政策に対する提言・要望 . . . . . P9

- 1 生活福祉資金貸付事業の充実・強化
  - (1) 生活福祉資金相談員の継続配置



# I 島根県の社会福祉政策に対する提言・要望

## 1 地域福祉推進基盤の強化について

### (1)「生活支援サービスあり方会議(仮称)」の設置

誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して続けていくためには、住まいや医療、介護等に加え、多様な生活支援サービスが必要となります。

そこで、生活支援サービスを効果的・効率的に実施するための仕組みづくりの場として、「島根県生活支援サービスあり方会議(仮称)」を設置されることを提案します。

併せて、市町村社協及び社会福祉施設の機能(活動・人)が積極的に活用されるよう、各市町村で同趣旨の会議が設置されるよう積極的な働きかけをお願いします。

#### 【提案・要望理由】

平成 27 年度からの介護保険制度改正に伴い、要支援者向けの訪問・通所介護が、市町村で行う地域支援事業の生活支援サービスに段階的に移行されますが、このサービスの展開にあたり、NPO 法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、老人クラブ、自治会等の多様な事業主体による重層的な提供体制の構築が期待されています。

また、生活支援サービスは、高齢者だけでなく、障がい者や子どもを含め地域で生活するすべての人にとって必要なものであり、従来の属性別福祉を超える地域福祉の視点が重要であると考えます。

このような中、市町村には生活支援サービスの充実強化に向けた企画・立案・調整という大きな役割がある一方で、今後の取組み次第では格差が生じる可能性があります。

このことから、「生活支援サービス」の効果・効率的な推進のあり方について、県及び市町村域ごとに行政・社協・包括支援センター・社会福祉法人(施設)・企業・住民参加型サービス団体等による協議の場を早急に整備する必要があると考えます。

## (2)災害福祉広域支援体制の構築

大規模災害等の発生に備え、広域的な支援・連絡調整を行う「しまね災害福祉広域支援ネットワーク（仮称）」を構築し、行政の責任において本県の災害時における医療・福祉の一体的な救援体制の確立を推進していただきますようお願いいたします。

### 【提案・要望理由】

東日本大震災においては、(福祉)避難所、福祉施設において要援護者を支援するマンパワー不足が顕在化、また福祉分野の広域的な支援の仕組みが未確立であったという状況と、昨夏の県西部豪雨災害では、災害支援に伴うマンパワー、車両、資機材等への確保・協力に県内社会福祉施設・職員が大きな役割を果たすなどその重要性が認識されたところです。

一方、災害対策基本法改正に伴い「住民の円滑かつ安全な避難の確保」の観点から、“市町村地域防災計画の策定にあたっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社協、自主防災組織、福祉事業者等の日常から避難行動要支援者と関わる者など多様な主体の参画”が求められ、こうした仕組みを実効性あるものとするために、社会福祉関係者・団体に対する役割に大いに期待されているところです。

こうしたことを踏まえ、特に(福祉)避難所等において、災害時要配慮者等の福祉的支援ニーズは高く、医療救護・公衆衛生活動と福祉専門職が一体となった支援体制の構築が必要であると考えます。

## 2 包括的なセーフティネット体制の強化について

### (1)日常生活自立支援事業の体制整備

日常生活自立支援事業においては、相談支援はもちろんのこと、利用者支援及び成年後見制度利用支援など今後より一層多種の役割が求められている専門員について、国が定める基準（利用者35人に対し専門員1名）により、市町村ごとの年度末実利用者実績に応じて専門員人件費補助金が交付されるようお願いいたします。

#### 【提案・要望理由】

判断能力が十分でない方への福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理など行う「日常生活自立支援事業」は、本県は全国でも高い利用状況にあります。特に、平成25年度から迅速かつ柔軟な利用者支援を行うため、すべての市町村社協で実施したことにより、相談件数が増加し、また、事業開始以来最も多い契約を締結しているところです。

一方、本事業に対する補助金は、実利用者が増加しているにもかかわらず旧基幹的社協単体で実施していた平成24年度から総額が変わっておらず、特に、事業を担う各市町村社協専門員人件費においても増額されていない状況にあります。

今後、認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活移行等がすすむことにより本事業利用者がさらに増えることが見込まれることから、「日常生活自立支援事業」の安定した運営基盤を確保し、判断能力が十分でない方の地域での自立生活を支えるセーフティネット機能の強化を図ることが必要です。

### (2)生活福祉資金相談員の確保

平成22年度から生活福祉資金相談員は、総合支援資金を含めた生活福祉資金全体の借入相談から貸付後の継続的な相談支援・償還指導等を受け持ち、借受人の自立を支援する上で極めて重要な役割を果たしています。

ついては、平成27年度以降も継続配置されるよう国への働きかけをお願いするとともに、国による相談員の継続配置ができなかった場合、平成27年度の相談員の継続配置に必要な予算確保をお願いいたします。

#### 【提案・要望理由】

平成 21 年 10 月の制度改正に伴って創設された総合支援資金においては、市町村社協または都道府県社協に相談員を置くことが規定されており、本県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金により、平成 25 年度は県内 8 市に 10 名の相談員を配置しています。

平成 25 年度の相談件数は 4,299 件と非常に多く、生活福祉資金の借入相談だけでなく、借受世帯が抱えるさまざまな課題（例えば、多重債務、税金等の滞納、ギャンブル依存、介護、障がい、医療等）に関する相談を受け、その課題の解決に向けた関係機関との連携、連絡、調整等を行うことにより、借受世帯の自立に向けた総合的な支援を行っています。

### (3)生活困窮者等に対する緊急一時宿泊施設の充実

居住地や相談地にかかわらず住居を失った又は失う恐れのある生活困窮者等が円滑に生活の立て直しができるよう、自立支援に必要な緊急一時宿泊施設の整備（確保）について市町村に対し働きかけをお願いします。

また、社会福祉法人の地域貢献として、既存の施設の一部を活用した緊急一時宿泊所の取り組みを促進するための啓発を行うとともに、その取り組みに対する環境整備をお願いします。

#### 【提案・要望理由】

島根県パーソナル・サポート・センターの利用登録者のうち、初回相談時に住居のない生活困窮者に対しては、住宅確保や生活保護申請し決定するまでの間の緊急一時的な宿泊場所として、行政の設置するシェルターや低額な宿泊施設を利用している状況です。このように住居を失った又は失う恐れのある生活困窮者の支援を各市町村で行うにあたって、シェルターが設置されているのは松江市のみであり、市町村における緊急一時的な宿泊場所の確保が必要不可欠と考えます。

また、島根県地域生活定着支援センターの支援対象者のうち、矯正施設退所後、更生保護施設や自立準備ホームなどの中間施設を利用した者が全体の2/3にのぼり、福祉サービスにつながるまでの一時的な居所の確保が支援の重要な柱になっています。

### (4)生活困窮者支援の着実な実施を図るための広域的支援

生活困窮者自立支援制度上、特に就労支援をはじめとする任意事業に位置付けられる事業の取り組みに地域間格差が生じないように広域的対応・調整ができる推進体制の整備と、自立相談支援事業の質の確保・向上に向けた支援策の構築について県の積極的な支援措置をお願いします。

#### 【提案・要望理由】



平成 27 年度から本県 19 市町村において生活困窮者自立支援制度（以下「制度」という）における必須事業である自立相談支援事業が実施されますが、就労関連事業（「就労準備支援」「就労訓練事業（中間的就労）」）は任意事業とされているため、財源（準備事業は 1/3 自治体負担、訓練事業はなし）の限界からこの 2 事業の実施は制度開始当初からは成されないことが予想されます。

この制度の核心は、生活困窮者の自立に向けた包括的な相談支援を行う中で就労による生活再建を支援することであり、特に町村部においては就労現場の絶対数が不足していることや、町村を超えての就労準備や訓練の場の開拓のノウハウがないことなどから、生活困窮者への就労支援に対する今後の取り組み次第では、制度の着実な実施に向けて地域間で格差が生じる可能性があります。

## (5)公営住宅における入居要件の緩和

県営住宅について、連帯保証人の確保が難しい生活困窮者に対しては、「島根県入居債務保証支援事業」と人的保証に代わる地域の福祉関係者による組織的な支援（身元保証機能）等を利用しての入居が可能となるようお願いします。

また、市町村営住宅においても、県営住宅と同様に入居が可能となるよう市町村に対して働きかけをお願いします。

### 【提案・要望理由】

島根県パーソナル・サポート・センター及び島根県地域生活定着支援センターの支援対象者で、賃貸住宅への入居を希望した際に、連帯保証人の確保ができないため入居が困難となり、自立した日常生活を送ることができない者がいます。

これまで、島根県社会福祉協議会及び浜田市社会福祉協議会において、民間賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人に対する支援策として、「入居債務保証支援モデル事業」を試行的に実施し、平成 25 年度末で 26 件の利用があります。

また、本年度からは島根県の補助を受けて「島根県入居債務保証支援事業」として、全県的に実施していますが、民間賃貸住宅と比べ家賃が安価な公営住宅は原則として連帯保証人という人的保証が必要なため、連帯保証人が確保できない生活困窮者の入居(利用)は困難な状況にあります。

地域の福祉関係者による緊急時対応や身元引受など組織的な支援又は法人による身元保証をもって公営住宅入居要件である人的保証を満たすことができれば、生活困窮者の自立に向けた第一歩となる安価で快適な居住の確保を安定的に図ることが期待できます。

### 3 福祉サービス水準の維持・向上について

#### (1)保育士・保育所支援センター事業の継続実施

県内保育所における保育士の確保及び定着に向けて「保育士・保育所支援センター事業」を継続されるよう要望します。

##### 【提案・要望理由】

地域における保育機能の維持・向上のため、保育士確保は重要な政策課題となっており、新規学卒者とともに保育士資格を持つが保育所等で勤務していない、いわゆる潜在保育士の確保のための取り組みが強く求められています。

こうした課題に対応するため、島根県福祉人材センターでは、昨年度より島根県から「保育士・保育所支援センター事業」を受託し、再就職支援コーディネーターによる県外養成校で学ぶ本県出身の新規学卒予定者への就職ガイダンス、潜在保育士向け再就職支援セミナーや保育の就職フェアの開催など、求人・求職者双方に対する支援を展開し、平成25年度は前年度に比して求人数・求職登録数いずれも増加するなど、一定の事業成果を挙げています。

#### (2)潜在有資格者向け福祉・介護の仕事インターンシップ事業の創設

潜在有資格者の再就業を促進するため、①潜在有資格者向け福祉・介護の仕事インターンシップ事業の創設、②島根県福祉人材センター及び同人材センター石見分室へのキャリア支援専門員の配置を柱とする潜在有資格者向けの総合的な再就業支援策の構築を提案します。

##### 【提案・要望理由】

事業所の新設などにより福祉・介護職の求人数は増加する一方、求職者は減少傾向にあります。また、市部を中心に待機児童解消に向けた定員増などに伴い、特に育休代替など年度中途の保育士確保が非常に困難な状況にあります。

こうした中で、保育士・介護福祉士等の資格を持ちながらも、結婚・出産により離職した者の多くは、子育て中のため働ける時間に制限があることやブランクによる不安、さらには事業所情報の不足などから、再就職に踏み切れない状況にあり、これらの者に対するきめ細かな再就業支援の体制整備が求められます。

## 4 分野・種別ごとの政策の充実について

### (1)施設等における看護職員の確保と医療的ケアの実施に係る環境整備

「島根県現任介護職員看護資格取得事業補助金」に係る運用基準中、正規職員であることの要件緩和とともに、養護老人ホームも対象とされるようお願いします。

また、障害福祉サービスにおける療養介護及び生活介護についても同様の制度創設をしていただくようお願いします。

さらに、「島根県介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」のうち、実地研修については、登録研修機関においても、また受講者の所属施設においても実施が困難な状況にあることから、実施（医療）機関の指定及び受講者の受入調整を含め、島根県においてその環境整備を図られま

#### 【提案・要望理由】

中山間地域に限らず、県内全域で福祉・介護人材の確保が困難になっています。このため、「公的介護施設等の整備に関する計画等」に基づき新たな施設等が建設されても、必要な人材が確保できない状況も生じており、とりわけ、看護職員の確保については、その傾向が顕著になっています。

さらに、今後労働力人口が減少する中で、中・長期的には既存の施設等においても人材確保難によりその存続が脅かされる事態が懸念されます。

他方、介護ニーズは一層多様化・高度化する中で、地域医療・介護推進法の成立により、今後、介護老人福祉施設における新規入所者は原則として要介護度3以上に限定されるなど、入所者の重度化と医療的ケアの必要度が一層高まることが予想されます。

## (2)障がい児・者への一貫性のある支援を実現するためのITを活用したツールの開発

障がい児・者が、各ライフステージを通して、どのような状況においても迅速かつ適切に一貫した支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係者が本人の特徴や支援内容、支援計画等について、いつでも、どこでも記録、活用できるよう、ITを活用したツールの開発に向けた検討をお願いします。

### 【提案・要望理由】

障がい児・者については、入学や進学、卒業、就職などによって、支援を中心的に担う機関が変わりますが、各ライフステージにおいて一人ひとりに応じた一貫した支援が求められます。

このような支援を実現するには、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係者が様々な面で連携することが重要で、その一つに本人の特徴やこれまで受けてきた支援内容、今後の支援計画等の情報を共有することが挙げられます。

本県においては、情報共有を図るツールとして「相談支援ファイル」や「在宅療養支援ファイル」などがありますが、その活用が保護者と支援を中心的に担う機関のみとなっていたり、乳幼児期から学齢期が中心となっているなどその機能を十分に果たせていません。

また、ファイルの作成は、保護者による記入（記録）が中心であることから、保護者の負担の軽減及び作成内容の標準化が課題となっています。さらに、ファイルの保管については、保護者に委ねられており、親亡き後や災害時など、ファイルが支援機関に伝達される仕組みがないため、緊急時に迅速かつ適切な支援が受けられるかどうか、多くの保護者が不安を抱えている状況にあります。

## (3)民生児童委員協議会活動への財政的支援

民生児童委員の職務がますます複雑・多様化しておりますが、一方で、本県における民生児童委員協議会への活動推進費については年々減額されていきます。

民生児童委員の力量を高める取り組みなど組織活動への支援や、民生児童委員活動に対する理解促進等に向けた広報活動の充実という観点から、県における積極的な財政支援を要望します。

### 【提案・要望理由】

孤立死、引きこもり、虐待、或いは現役世代を含む生活困窮者問題の深刻化、またそれらに伴う新たな制度への対応、更には頻発する自然災害発生時の要援護者支援など、民生児童委員の職務がますます複雑・多様化している状況にあります。

民生児童委員協議会組織においては、各地域における関係機関・団体との連携体制の強化、新たな福祉課題等に対応するための学習機会の確保、PR活動の強化など「民生児童委員が活動しやすい環境整備」を一層充実させていくことが重要だと考えます。

委員活動の多様化、複雑化、或いは経験の浅い民生児童委員の増加などに伴い、定例会の活性化や研修機会の確保など、民生児童委員協議会組織の運営に必要な費用の確保が従来にも増して必要となるなか、民生児童委員協議会組織に対し支弁される「活動推進費」が年々減少傾向にあり、活動に支障をきたしている状況にあります。

## Ⅱ 国の社会福祉政策に対する提言・要望

次の項目について、国に対して要望されますようお願いいたします。

### 1 生活福祉資金貸付事業の充実・強化について

#### (1)生活福祉資金相談員の継続配置

平成 22 年度から生活福祉資金相談員は、総合支援資金を含めた生活福祉資金全体の借入相談から貸付後の継続的な相談支援・償還指導等を受け持ち、借受人の自立更生を支援する上で極めて重要な役割を果たしています。

については、平成 26 年度で「緊急雇用創出事業臨時特例基金」の事業期間終了とされていますが、事業期間延長等による相談員の継続配置に必要な予算確保をお願いします。